


変更個別契約書（人材採用支援業務）



Automagi 株式会社（以下、甲という）と 一般財団法人雇用開発センター（以下、乙という）は、2021年10月1日付で締結した業務委託基本契約書（以下、基本契約という）の第2条（個別契約の成立）に基づき以下の通り合意したので本個別契約を締結する。なお、基本契約上の人事制度構築支援業務を人材採用支援業務と読み替え、全条文を本個別契約にも適用することとする。尚、2021年11月1日付で結んだ個別契約につき、2022年1月1日より第1条、第2条、第5条を以下の通り変更する。

第1条（業務委託の範囲と形態）

人材採用支援業務における委任の範囲と形態は以下各項に関わる支援とする。各項の具体的な業務内容については双方合意の上決定する。

- （1）要員計画及び採用方針の策定支援
- （2）社内外関係者との連絡調整業務
- （3）候補者選考手続きの企画運営
- （4）採用関連外部契約の統合及び見直し（要すれば）
- （5）採用管理システムの導入（要すれば）
- （6）採用関連方針会議への出席（都度）
- （7）その他前記に関連する採用関連業務

第2条（業務遂行者）

本個別契約第1条で定めた業務の乙の遂行担当者は以下の通りとする。

- 統括責任：中道 浩（甲の人事企画部長の役職を委任される）
実務担当：山崎 知郎（甲の採用担当マネージャーを委任される）
同上：足立 敦代（山崎知郎のアシスタントを委任される）

第3条（業務遂行場所）

本個別契約第1条で定めた業務の遂行場所は、甲の事業所内又は甲が事前に認めた場所とする。

第4条（契約期間）

2022年1月1日から2022年3月31日までとする。以降についてはその時点で委託業務の追加や別途関連業務がある場合は双方協議の上、決定する。

第5条（業務委託報酬の額）

乙は甲の最善の利益を図るべく本個別契約第1条（業務委託の範囲と形態）に記載された業務を誠実に実行し、その対価として甲は乙に以下の報酬（消費税別）を支払う。

- （1）固定分
月額 600,000 円

なお、乙に責任がないにも関わらず、甲により委託契約が一方的に終了された場合、乙は当月分の委託基本報酬の全部を請求できるものとする。

(2) 変動分

(ア) 原則稼働時間は乙の3名分で総計月60時間までとするが、それを超える場合：
：甲に対し事前報告を行い、業務継続と追加料金(時間単価10,000円)の発生について甲の代表取締役の判断を仰ぐ。

(イ) 不測の事態により、想定外の負荷がかかった場合：双方協議の上決定する。

(ウ) 専門性が高い業務等を外部機関へ再委託する場合：双方協議の上決定する。

(エ) 新たに採用支援システムを導入する場合：双方協議の上決定する。

(オ) 遠距離交通費あるいは宿泊費などの経費：事前に甲の許可を得て実費精算する。

第6条 (支払時期及び支払方法)

甲は、乙から毎月末日までに提出を受けた請求書及び業務記録に関し、各月分の報酬額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

第7条 (基本契約と本個別契約の関係)

本個別契約に記載があり基本契約に記載のないもの、及び基本契約と本個別契約が矛盾した場合は本個別契約が適用されるものとする。

本確認を証するため、本書2通を作成し甲乙各々押印のうえ、各自1通を保管する。

2021年12月31日

委託者 (甲)： 東京都港区赤坂1丁目9番13号
Automag
代表取締役

受託者 (乙)： 東京都
合人社東京永田町ビル5階
一般財団法人 雇用開発センター
代表理事 中道 浩

